SLV4

第三期スカラシップ・一般

令和８年度　法科大学院入学者選抜試験問題

民　　法

1. **試験開始の合図があるまで，この問題用紙の中を見てはいけません。**
2. 試験時間は**90分**です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては，必ず**黒か青のペン**または**ボールペン**(鉛筆は不可)を使用してください。
5. **解答用紙**に記入するときには，下記の点に注意してください。
   (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
   (2) 解答用紙は，3 枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し，ホチキスは，はずさないで使用してください。
   (3)　訂正する場合は，＝線で消すなどして，分かりやすく訂正してください。
   (4)　解答用紙は，折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後，問題用紙は持ち帰ってください。

【民　　法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第１問

以下の各文章の空欄を適切な語で埋めなさい。なお、文末では入るべき語句の字数を示している。

（各４点×10 問）

（１）委任契約の受任者は、無償であっても、（　　）義務を負う。〔漢字４字〕

（２）相殺の効力は、（　　）の時点まで遡及する。〔漢字４字〕

（３）委託を受けない保証人は、（　　）の求償権を行使することが出来ない。〔漢字２字〕

（４）将来発生するべき損害の賠償を一時金によって請求する場合、一般に、（　　）が控除される。〔漢字４字〕

（５）共有物に（　　）を加える場合、共有者全員の同意が必要である。(漢字２字)

（６）相続人が存在しない場合、(　　)は相続財産の全部又は一部を受け取る権利を有する。〔漢字５字〕

（７）使用者責任における「事業の執行につき」という要件について、判例はしばしば、行為の（　　）から観察して被用者の職務の範囲内にあるかどうかで判定している。〔漢字２字〕

（８）権利義務が帰属する主体となる資格のことを（　　）という。〔漢字４字〕

（９）賃借権が賃貸人に無断で譲渡された場合でも、これについて（　　）的行為であると認めるに足りない特段の事情がある場合には、かかる譲渡が賃貸借の解除原因とならない。〔漢字２字〕

（10）A が B から賃貸した物について C に修理を依頼し、C が修理を行ったものの、A が修理代金について支払不能となった場合、判例は、一定の場合に C が B に対して修理代金相当額の支払を請求することを認めている。このような請求権を一般に（　　）と呼ぶ。〔漢字５字〕

第２問（各 20 点×２問）

（１）過失相殺が行われるために要求される被害者の判断能力について、判例の立場及びその根拠について 10 行以内で説明しなさい。

（２）相続人となりうる者の範囲についての同時存在の原則について、その内容を説明したうえで、同原則に対する民法上の例外について指摘するとともに、そのような例外が設けられている理由について、あわせて 10 行以内で説明しなさい。

第３問（各 20 点×２問）

以下の〔事実〕及びこれを前提とする〔弁護士 X と司法修習生 Y の会話〕を読んで、下記の各問に答えなさい。

〔事実〕

1　A は、令和６年５月、B から、A の所有する甲土地及び乙建物を、売却してくれるよう懇請された。交渉の末、A と B は、令和７年４月１日、甲と乙を代金 5000 万円として売買契約を締結した（以下「本件売買契約」という）。もっとも、代金は同日に 2000 万円支払うほか、残額は７月末日に支払うこととし、所有権移転登記手続も、残額の支払いを待って行われることとされ、また所有権移転登記手続は B と旧知の仲である司法書士 C に委託して行われることとされた。B は、同日、2000 万円を A に支払った。

2　A は、同年７月 15 日、甲及び乙の所有権登記手続に必要な書類や情報を C に渡した。

3　同月末日になっても、B は A に対し、本件契約の代金残額を支払わなかった。それにもかかわらず B は C に対し、代金が支払い済であることを装って所有権移転登記手続を行うよう求め、C は、十分な注意をすることなく、同年８月１日、甲及び乙の所有権移転登記手続を完了した。

4　B は、同年８月３日、甲及び乙について D に代金 5000 万円で売却し、同日、所有権移転登記手続を完了した。

5　A は、同年８月５日、B からの代金支払がないことを確認し、C に状況を伝えたところ、すでに甲及び乙について所有権移転登記手続が完了していることを知った。また、さらに甲及び乙について登記を調べたところ、これらが D に売却されていることを知った。

〔弁護士 X と司法修習生 Y の会話〕

X　A さんが、なんとか甲及び乙を D さんから取り返せないか、とご相談に来られました。ご希望を実現できるでしょうか。

Y　そうですね･･･。B さんが代金のかなりの部分を支払っていないわけですから、本件売買契約を解除すれば良いのではないでしょうか。

X　解除ですか。うーん、仮に本件売買契約によって甲乙の所有権が B に移転していたとしても、<u>①本件では本件売買契約の解除によって甲及び乙を取り戻すのは難しそうです。</u>そもそも、本件売買契約によってはまだ B さんに所有権が移転していないと考えるべきではないでしょうか。

Y　たしかにそうですね。そうすると、本来なら A さんが所有権を持っていることになるはずですが･･･。

X　D さんからは<u>②別の反論</u>が出てきそうですね。これを想定して検討する必要がありそうです。

〔問〕

(1) 下線部①について、X がこのように考えるのはどのような理由によるものと考えられるか、説明しなさい。

(2) 下線部②について、どのような主張が考えられるか、その内容及び成否について検討しなさい。

以　上